

第4部 計画の推進

第1章 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

4か年の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。特に、第2部第4章に定めた重点施策については、次章の実施計画に基づき、毎年度進行管理を実施し、施策の推進を図ります。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮したうえで、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

(2) 数値目標

各具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。ただし、本計画期間中に「第4期障害福祉計画」の策定を迎えることから（P2参照）、同計画に係る施策の数値目標は、同計画の策定後、適宜見直すこととします。

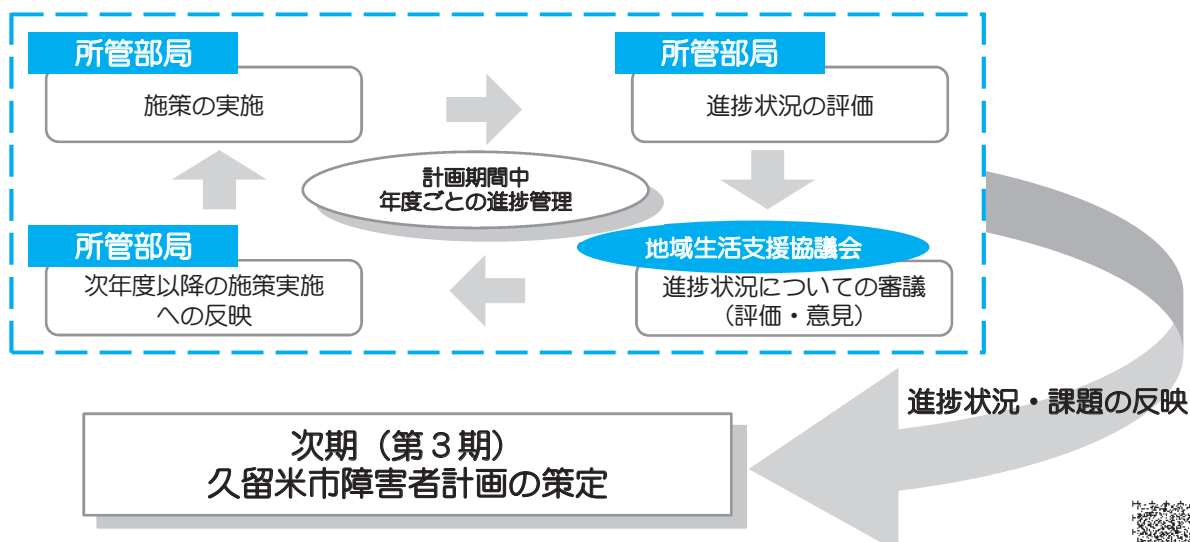
(3) 推進体制

総合的な障害者施策の展開にあたっては、庁内関係部局の協力が不可欠です。必要に応じて、関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進捗管理は、前年度の施策の進捗について所管部局による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告します。同協議会において、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。

なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。

〈イメージ図〉



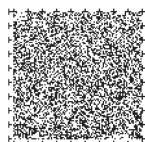
第2章 重点施策の実施計画

計画期間中に特に重点的に取り組む6つの重点施策については、取組を確実に進めるため、以下のとおり、年度ごとの実施計画を定めます。

重点施策 1

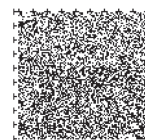
ノーマライゼーションの意識啓発の充実

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 障害者理解・ 配慮のための 啓発・広報活 動の推進	1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため、全庁的な啓発活動の推進を図ります。
	2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。
	3	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助方式などにより、障害者週間における啓発事業を継続して行います。
	4	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を継続して行います。
(2) 障害を理由とする差別の解消への取組	5	障害者に対する差別の解消への取組 【新規】	障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施します。
	6	投票所での障害者等への配慮	投票会場にて一人で投票が困難な障害者などの選挙人に対し、職員が付き添うなど、正当な権利の行使ができるよう、合理的な配慮の提供を行います。
(3) 福祉教育の 充実	7	カリキュラムづくりへの積極的な支援	「総合的な学習の時間」などのカリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう、学校訪問などの機会を活用して指導・助言を行います。福祉教育の実施に当たっては障害者との交流や障害体験グッズの活用など、体験型の教育の実施を促進します。
			◆数値目標◆ 〈カリキュラムづくり支援校数〉 平成24年度（実績）：24校 ⇒ 平成29年度（目標）：27校（小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校）

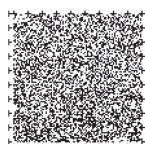


【基本目標1－施策区分（1）】

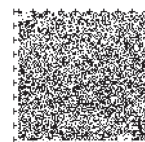
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
指針に基づく個別施策について、進捗の管理を行い、所管課をして事業の推進を図ります。				協働推進部 人権・同和対策課
「広報くるめ」や市ホームページへの掲載、講演会の開催を通して理解促進を図ります。				健康福祉部 障害者福祉課
市民団体企画への支援を通じて市民の理解促進を図ります。 年間目標 4件程度				健康福祉部 障害者福祉課
要請に応じて広報や実施支援を行います。				健康福祉部 障害者福祉課
先進自治体の調査国の方針の確認	基本方針の策定 周知・啓発	基本方針の実施 周知・啓発		健康福祉部 障害者福祉課
投票会場における合理的配慮の提供に努めます。				選挙管理委員会
小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校 合計27校へ支援を実施します。				教育部 学校教育課



施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
	8	交流機会の拡大	「総合的な学習の時間」や運動会・文化祭などの機会を活用して地域の小・中学校と、特別支援学校（特別支援学校・ろう学校など）の児童生徒との交流機会を積極的に拡大していきます。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。 ◆数値目標◆ 〈居住地校交流〉 （久留米特別支援学校、久留米聴覚特別支援学校、柳河特別支援学校と京町小、合川小、北野小、北野中） 平成24年度（実績）：年3回 ⇒ 平成29年度（目標）：年3回以上
	9	児童生徒の交流促進 （久留米特別支援学校高等部）	久留米特別支援学校高等部は小中学部に比べて地域との交流機会が少ないことから、隣接する久留米商業高校などとの交流に努めます。 ◆数値目標◆ 〈交流回数〉 平成24年度（実績）：年1回 ⇒ 平成29年度（目標）：年1回以上
	10	学校行事などの情報提供	児童生徒と地域の障害者や障害者関係施設との交流を進めるため、施設訪問や学校行事への障害者の参加・参画の促進を図ります。 ◆数値目標◆ 校内研修での指導・助言を、毎年度5校以上に対して行います。
	11	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈各企画での障害者問題の啓発〉 平成24年度（実績）：1回 平成29年度（目標）：1回以上
	12	障害者問題に関する視聴覚教材充実	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈所蔵本数〉 平成24年度（実績）：34本 ⇒ 平成29年度（目標）：40本
	13	障害者問題に関する市職員研修の充実	新規採用職員研修を含む階層別研修において障害者をテーマとした人権研修を実施し、職員の意識啓発の充実に努めます。



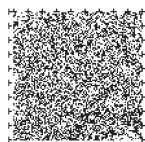
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
地域の小・中学校と特別支援学校の交流について年間3回以上の機会を設けるよう努めます。				教育部 学校教育課
久留米特別支援学校と久留米商業高校の交流について年間1回以上の機会を設けるよう努めます。				教育部 学校教育課
施設訪問や学校行事への障害者の招待について、校内研修にて指導・助言5校以上に対して行います。				教育部 学校教育課
毎年度、必ず1回は障害者問題啓発について、各企画の中で取り上げていきます。				市民文化部 生涯学習推進課
年間1～2本程度の整備の充実を図ります。				市民文化部 視聴覚ライブラリー
既存の研修を継続して実施し、必要に応じて研修機会を拡充する等、継続的に職員の意識啓発を図ります。				総務部 人材育成課



重点施策2

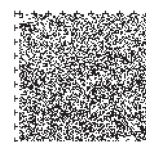
情報バリアフリーの推進

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 情報バリアフリーの推進	14	情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討【新規】	市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害がある方の情報取得への配慮について、市全体の方針を定めます。
	15	「広報くるめ」の点訳・音訳版などの発行	「広報くるめ」について、ボランティア団体と連携して、点訳版・音訳版を作成するとともに、市ホームページに音訳版の掲載等を行います。
	16	「議会だより」点訳・音訳版の発行	点訳ボランティアと連携して、「議会だより」の点訳版を作成し、希望者及び関係団体に配布します。また、音訳についても、音訳ボランティアと連携して、希望者に送付します。
	17	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進【拡充】	各種通知などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。
	18	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を継続して実施します。 ◆数値目標◆ 〈年間受講者数〉 平成24年度（実績）： 手話通訳42人・要約筆記16人 ⇒ 平成29年度（目標）： 手話通訳80人・要約筆記20人
	19	手話通訳者・要約筆記者派遣（再掲：事業95）	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	20	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣【新規】	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。
	21	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットのさらなる活用を図ります。
	22	情報機器の利用方法などの周知	消費者保護の観点も含め、消費生活支援センター等と連携・協力しながら、インターネット・携帯電話などの情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。



【基本目標1－施策区分（2）】

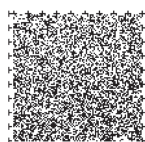
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
- 現状の把握 - 検討体制（庁内会議等）の立ち上げ - 基本方針案の策定	基本方針の実施			健康福祉部 障害者福祉課
「広報くるめ」を点訳・音訳版の発行します。 また、ホームページにおいて、「広報くるめ」音声版・テキスト版を掲載。				総合政策部 広報課
年に4回、音訳版、点訳版を作成します。				議会事務局 議事調査課
依頼に応じて、通知の点字版を作成します。 また、行政資料の音声コード添付を進めます。				健康福祉部 障害者福祉課、 市民文化部 資産税課、 市民文化部 市民税課
- 手話通訳者の養成：年間50人 - 要約筆記者の養成：年間18人	- 手話通訳者の養成：年間60人 - 要約筆記者の養成：年間20人	- 手話通訳者の養成：年間70人 - 要約筆記者の養成：年間20人	- 手話通訳者の養成：年間80人 - 要約筆記者の養成：年間20人	健康福祉部 障害者福祉課
要請に応じて、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。				健康福祉部 障害者福祉課
要請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。				健康福祉部 障害者福祉課
情報弱者へ配慮した情報提供に努めます。				健康福祉部 障害者福祉課
消費生活支援センター等と連携・協力しながら情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。				健康福祉部 障害者福祉課



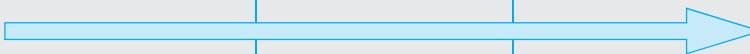
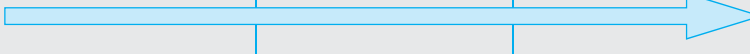
重点施策3

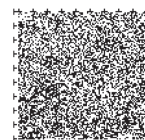
防災・防犯対策の推進

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 防災対策の 推進	50	防災知識の普及 【拡充】	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。
	51	メール119の登録	聴覚・言語障害者向けのメール119の登録普及を行います。 ◆数値目標◆ 〈登録者数〉 平成24年度（実績）：89人 ⇒ 平成29年度（目標）：110人
	52	防火指導の実施	障害者等への防火指導を継続して行います。 ◆数値目標◆ 平成29年度までに久留米市身体障害者福祉協会登録会員（視力部、ろうあ部）全員〔180人〕に指導
	53	福祉防災機器の普及	福祉防災機器の周知と利用促進に努めます。
	54	防災機器の普及・促進	聴覚障害者等の住宅用火災警報器設置状況調査を行います。 聴覚障害者等の住宅用火災警報器の設置指導及び維持管理の指導などを継続して行います。
	55	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を行います。
	56	災害時要援護者支援体制の充実【拡充】	「災害時要援護者支援プラン」を推進し、地域における要援護者支援体制の整備に努めるとともに、要援護者名簿を活用した防災訓練を進めます。 ◆数値目標◆ 〈要援護者名簿登録者数〉 平成24年度（実績）：4,272人 平成28年度（目標）：8,000人 〈要援護者名簿登録率〉 平成24年度（実績）：10％ 平成28年度（目標）：20％ 〈要援護者名簿を活用した防災訓練（図上訓練）実施済み校区数〉 平成24年度（実績）：44校区 平成28年度（目標）：全校区 ※目標値及び目標年度は「第2期久留米市地域福祉計画」の値による

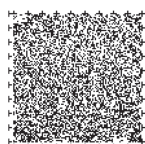


【基本目標2－施策区分（2）】

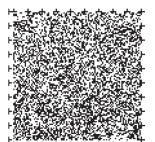
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
出前講座 自主防災研修・訓練 市総合防災訓練 防災とボランティア訓練				都市建設部 防災対策課
・広報活動を継続し実施します。 ・メール119登録者に対する通報対応力の現状把握に努め、利用方法及び通報要領の啓発による理解促進を図り、既登録者との連携により普及を推進します。	・広報活動を継続し実施します。 ・メール119登録者に対する通報対応力の現状把握に努め、利用方法及び通報要領の啓発による理解促進を図り、既登録者との連携により普及を推進します。	・広報活動を継続し実施します。 ・メール119登録者に対する通報対応力の現状把握に努め、利用方法及び通報要領の啓発による理解促進を図り、既登録者との連携により普及を推進します。	・広報活動を継続し実施します。 ・メール119登録者に対する通報対応力の現状把握に努め、利用方法及び通報要領の啓発による理解促進を図り、既登録者との連携により普及を推進します。	広域消防本部 情報指令課、 健康福祉部 障害者福祉課
登録者数：94人 前年度比5％増	登録者数：99人 前年度比5％増	登録者数：104人 前年度比5％増	登録者数：110人 前年度比5％増	
・聴覚・言語障害者に対して防火指導を行います。	・視覚障害者に対して防火指導を行います。	・聴覚・言語障害者に対して防火指導を行います。	・視覚障害者に対して防火指導を行います。	広域消防本部 予防課
適宜、制度の周知と利用促進を図ります。				健康福祉部 障害者福祉課
市と連携し、聴覚障害者等の住宅用火災警報器設置状況調査を行います。	聴覚障害者等への住宅用火災警報器の設置指導及び維持管理の指導などを継続して行います。			広域消防本部 予防課
福祉施設等への立入検査の実施により、避難経路、消防用設備等の設置指導及び管理指導を行います。				広域消防本部 予防課
①名簿登録者6,000人 ②要援護者名簿登録率14％ ③名簿を活用した防災訓練（図上訓練）を実施（20校区）	①名簿登録者7,000人 ②要援護者名簿登録率17％ ③名簿を活用した防災訓練（図上訓練）を実施（34校区）	①名簿登録者8,000人 ②要援護者名簿登録率20％ ③名簿を活用した防災訓練（図上訓練）を実施（全46校区完了）	—	健康福祉部 地域福祉課、 都市建設部 防災対策課



施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
	57	障害者施設等の防災機能の充実	国・県の補助金等を活用して障害者施設等の防災機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。
	58	福祉避難所の指定 【拡充】	一般の避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定します。 ◆数値目標◆ 〈福祉避難所指定〉 平成24年度（実績）： 0 か所 平成29年度（目標）： 公共施設 5 か所 社会福祉施設等 40 か所
(2) 防犯・安全対策の推進	59	消費者被害防止のための広報啓発	悪質な訪問販売などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。
	60	くるめ見守りネットワークの推進【新規】	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、地域のみなさんと郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。
	61	久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会	認知症などが原因で徘徊をするおそれがある高齢者の情報を事前登録し、すみやかな発見保護を行います。
	62	緊急通報システム機器の貸与	概ね65歳以上の高齢者で心疾患等の慢性疾患があり常時注意を要する方や、身体障害1・2級の方で緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に、緊急通報システム機器貸与を継続して行います。
	63	自転車マナー向上のための広報啓発 【拡充】	「四季の交通安全県民運動」や学校単位での交通安全教室などにより、自転車マナーに関する講習会や広報啓発を継続して行います。



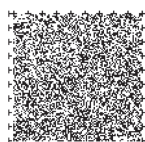
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
国県補助金等を活用し、既存施設への支援、新設事業所整備への支援等を行います。				健康福祉部 障害者福祉課
施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・公共施設 5か所 ・社会福祉施設等15か所	施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・社会福祉施設等15か所	施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・社会福祉施設等5か所	施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・社会福祉施設等5か所	健康福祉部 地域福祉課、 障害者福祉課、 長寿支援課
関係各課と連携し、障害者団体等への出前講座の周知に努めます。				協働推進部 消費生活センター、 健康福祉部 障害者福祉課
地域住民や事業者等に協力いただき行政と連携して地域全体で見守り活動を行ない異変を早期に発見し、支援につなげる取組を推進します。				健康福祉部 地域福祉課
徘徊高齢者が発生した際の早期発見・早期保護の体制の充実を図ります。				健康福祉部 長寿支援課
緊急時に登録先に通報できる通信機器の貸与を行うことで、緊急時の不安を解消し、生活の安全確保を図ります。				健康福祉部 長寿支援課
自転車マナー向上のため、中高生を対象とした自転車交通安全教室を実施するとともに、駅周辺や自転車駐車場で街頭キャンペーンを実施します。				協働推進部 安全安心推進課



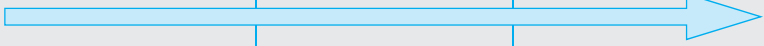
重点施策4

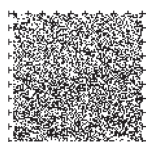
切れ目のない療育・教育体制の確立

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 乳幼児期から 学校卒業まで の一貫した療 育・教育体制 の確立	66	発達支援事業（専門 家による相談事業） の充実	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対して、医師、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家による相談事業を実施します。 ◆数値目標◆ 〈相談者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：710人 ⇒ 平成29年度（目標）：800人
	67	発達支援事業（療育・ 訓練事業）の充実	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。 ◆数値目標◆ 〈利用者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：7,073人 ⇒ 平成29年度（目標）：8,000人
	68	幼児教育研究所の機 能充実【拡充】	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実に図ります。
	69	久留米市幼児教育研 究推進委員会の開催 （幼保小連携強化事 業）	幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。 ◆数値目標◆ 〈参加者数（幼保小連携担当者研修）〉 平成24年度（実績）：394人 平成29年度（目標）：500人
	70	障害児等療育支援事 業	在宅の障害児に対して、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実に図るとともに、施設等において、指導員等による日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練等（未就学児については児童発達支援、就学児については放課後等デイサービスなど）を実施し、障害児の心身機能の維持向上を図ります。
	71	切れ目のない支援体 制の確立【拡充】	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図ります。



【基本目標3－施策区分（2）】

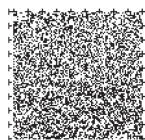
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
延利用者数：740人	延利用者数：760人	延利用者数：780人	延利用者数：800人	子ども未来部 幼児教育研究所
延利用者数：7400人	延利用者数：7600人	延利用者数：7800人	延利用者数：8000人	子ども未来部 幼児教育研究所
専門相談で得られた支援の方向性をもとに、特性に応じたグループでの療育を行うため、時間割の変更を行います。	専門相談（心理士→医師）で得られた支援の方向性をもとに療育・訓練内容の充実を図る。			子ども未来部 幼児教育研究所
参加者数：500人	参加者数：500人	参加者数：500人	参加者数：500人	子ども未来部 幼児教育研究所
療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。				健康福祉部 障害者福祉課
業務体制の枠組みの検討 各部間における調整	事業の段階的实施	事業の段階的实施	体制の確立	健康福祉部 障害者福祉課、 子ども未来部 幼児教育研究所、 教育部 学校教育課



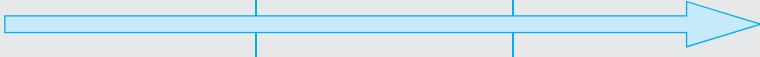
重点施策5

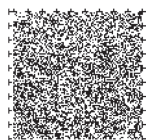
住まいの確保と居住支援の充実

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 住まいの確保	113	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。 ◆数値目標◆ 〈別枠募集回数〉 平成24年度（実績）：年2回 ⇒ 平成29年度（目標）：年2回
	114	不動産業者との協力	障害者の住まい確保支援のため「あんしん賃貸住宅協力店」の情報提供をします。 また、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。
	115	居住系サービスの整備促進【拡充】	グループホームなどの計画的な整備を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：188人／月 （グループホーム67、ケアホーム120、福祉ホーム1） ⇒ 平成29年度（目標）：210人／月（グループホーム）
	116	市営住宅のグループホーム対応の研究	既存の市営住宅がグループホームとして利用できるよう、制度の研究と仕組みづくりを行います。
(2) 居住支援の充実	117	住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）	地域生活支援事業の「相談支援事業」の強化事業として、適切な対応ができる委託先を確保し、実施します。 ◆数値目標◆ 〈サポート件数〉 平成24年度（実績）：9件（人） ⇒ 平成29年度（目標）：13件（人）



【基本目標4－施策区分（4）】

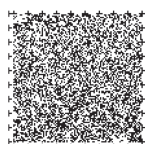
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
募集戸数 6 戸	募集戸数 6 戸	募集戸数 6 戸	募集戸数 6 戸	都市建設部 住宅政策課
現状・課題の調査	協議の場の設定	協力体制について協議	協力体制の構築	健康福祉部 障害者福祉課
グループホーム利用 人数195人／月	グループホーム利用 人数200人／月	グループホーム利用 人数205人／月	グループホーム利用 人数210人／月	健康福祉部 障害者福祉課
・制度や他市町村の 研究 ・仕組みづくり				健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 住宅政策課
延べサポート件数： 10件（人）／年	延べサポート件数： 11件（人）／年	延べサポート件数： 12件（人）／年	延べサポート件数： 13件（人）／年	健康福祉部 障害者福祉課



重点施策6

在宅福祉サービスなどの充実

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 日常生活の支援や介助サービスの充実	118	福祉事業所の適正運用の推進【新規】	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。 また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。 ◆数値目標◆ 平成29年度までに、延べ120か所の福祉事業への実地指導を実施
	119	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：546人 ⇒ 平成29年度（目標）：721人 〈利用時間数（延べ）〉 平成24年度（実績）：15,622時間／月 ⇒ 平成29年度（目標）：20,773時間／月
	120	地域生活支援事業の充実	訪問入浴サービスなどの地域生活支援事業を充実します。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：20人 ⇒ 平成29年度（目標）：32人
	121	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。
(2) レスパイトケアなどの充実	122	重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化【新規】	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を目指します。
	123	レスパイトケアの充実	「日中一時支援事業」に取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。 ◆数値目標◆ ※日中一時支援事業（障害児タイムケア含む） 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：178人 ⇒ 平成29年度（目標）：189人 〈利用人数（延べ）〉 平成24年度（実績）：808人日／月 ⇒ 平成29年度（目標）：834人日／月
	124	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：事業143）【拡充】	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ 〈市内の受入れ施設整備数〉 平成24年度（実績）：日中活動6か所 短期入所3か所 ⇒ 平成29年度（目標）：日中活動10か所 短期入所7か所



【基本目標4－施策区分（5）】

実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
福祉事業に対して実地指導を実施します。 年間30カ所				健康福祉部 障害者福祉課
実利用者数618人 延べ利用時間数 17,837時間／月	実利用者数651人 延べ利用時間数 18,763時間／月	実利用者数685人 延べ利用時間数 19,740時間／月	実利用者数721人 延べ利用時間数 20,773時間／月	健康福祉部 障害者福祉課
実利用者数 29人	実利用者数 32人	実利用者数 32人	実利用者数 32人	健康福祉部 障害者福祉課
窓口や電話相談の際に制度の周知・情報提供に努めます。				健康福祉部 障害者福祉課
民間団体との協働により相談支援体制の充実・強化に努めます。				健康福祉部 障害者福祉課
実利用者数183人 延利用人数 822人日／月	実利用者数185人 延利用人数 826人日／月	実利用者数187人 延利用人数 830人日／月	実利用者数189人 延利用人数 834人日／月	健康福祉部 障害者福祉課
市内 （日中活動）8カ所 （短期入所）4カ所	市内 （日中活動）9カ所 （短期入所）5カ所	市内 （日中活動）10カ所 （短期入所）6カ所	市内 （日中活動）10カ所 （短期入所）7カ所	健康福祉部 障害者福祉課

